

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 件名
桂見 2 号墳出土内行花文鏡復元品製作業務
- (2) 数量及び仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日まで
- (4) 履行場所
文化財課

2 入札説明書、仕様書等に対する質問等

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問
質問は、令和 7 年 9 月 22 日の午後 5 時 15 分までに質問書（別紙 1）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月 24 日の午後 5 時 15 分までに全指名業者へファクシミリで送信する。
- (2) 質問書の送信先
鳥取市総務部検査契約課 ファクシミリ 0857-20-3948

3 入札方法等

- (1) 入札は郵便によるものとし、持参によるものは認めない。
- (2) 郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。
- (3) 宛先は、〒680-8799 日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留 鳥取市総務部検査契約課行とすること。
- (4) 郵送開始日は、令和 7 年 9 月 22 日とする。
- (5) 到着期限は、令和 7 年 9 月 28 日（必着）とする。
- (6) 入札書は別紙 3 を使用し、入札金額には総額を記入すること。
- (7) 入札書は、封筒（長型 3 号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には差出人の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は別紙 2 のとおり。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。
- (8) 代理人をして入札（7(2)のくじ引きを含む）させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙 4 を使用し、その提出に当たっては、前号に規定する封筒に同封すること。なお、本社の代表者又は受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。
- (11) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (12) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (13) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

4 入札（開札）の場所及び日時等

- (1) 場所 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階会議室4-2
- (2) 日時 令和7年9月29日 午後1時30分
- (3) 立会 入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。

5 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
- (2) 同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札
- (3) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (6) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (7) 指定された方法以外の方法で提出された入札
- (8) 指定された期日に指定された場所に到着しない入札
- (9) その他、入札執行者が無効と認めた入札

6 入札の辞退

この通知を受けた者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札執行前及び入札書郵送後に入札を辞退する場合は、4の入札（開札）の開始までに入札辞退届を鳥取市総務部検査契約課（鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階）に提出しなければならない。

7 落札者の決定方法

- (1) 鳥取市契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき入札者が2名以上の場合はくじにより落札者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

8 再度の入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する日時及び場所において、再度の入札に付するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

10 担当

担当課：文化財課

担当：坂田 邦彦

電話：０８５７－３０－８４２１

問い合わせ先 鳥取市総務部検査契約課

電話：０８５７－３０－８１２１

ファクシミリ：０８５７－２０－３９４８

質 問 書

件名	桂見 2 号墳出土内行花文鏡復元品製作業務
----	-----------------------

質 問 者 名	会 社 名 : 代表者名 : 連 絡 先 : 電話 質 問 者	ファクシミリ
---------	--	--------

入札予定日	令和 年 月 日（ ）
-------	-------------------------------

提出年月日	令和 年 月 日（ ）
-------	-------------------------------

質 問 事 項	
---------	--

郵送用封筒記載例

【封筒表面】

6 9 9 7 8 0 8 6	日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留 鳥取市総務部検査契約課 行	入札書在中 朱書きすること。
簡易書留	一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかの郵送方法を記入すること。	開札日 令和 7 年 9 月 2 9 日 件 名 桂見 2 号墳出土内行花文鏡復元品製作業務

【封筒裏面】

印	印	印
差出人		
住 所 商号又は名称		

※封筒は、長型 3 号（120×235mm）程度の大きさで中身が透けて見えないものを使用すること。

入 札 書 (第 回)

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市契約規則(昭和 3 9 年鳥取市規則第 3 号)、入札説明書、仕様書等を熟覧の
うえ、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

件 名	桂見 2 号墳出土内行花文鏡復元品製作業務
入札金額	金 _____ 円

【入札書記載上の留意事項】

* 入札金額には、消費税抜きの総額を記入すること。

委 任 状

鳥取市長 深澤 義彦 様

私は、住所 氏名 を代理人

と定め、次の入札に係る一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

受任者 住 所

氏 名 印

件名	桂見 2 号墳出土内行花文鏡復元品製作業務
----	-----------------------